

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名
停止等措置要綱

	平 15.10. 1	機構規程	83
改正	平 17. 3.28	機構規程	81
	平 18. 1. 4	機構規程	59
	平 18. 5.22	機構規程	13
	平 18. 8.10	機構規程	38
	平 19.11.26	機構規程	33
	平 21. 3. 4	機構規程	112
	平 23. 8. 1	機構規程	21
	平 23.11.15	機構規程	47
	平 26. 3.31	機構規程	56
	平 26.12.25	機構規程	25
	平 27. 3.30	機構規程	60
	平 28. 3.30	機構規程	79
	平 29. 3.30	機構規程	87
	平 30. 3.22	機構規程	39
	令 2. 3.27	機構規程	48
	令 3. 3. 8	機構規程	52
	令 3. 3.29	機構規程	76
	令 4. 3.31	機構規程	112
	令 4.11.11	機構規程	32

(指名停止)

第1条 理事長は、資格確認者(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事競争参加者資格確認取扱規程(平成15年10月機構規程第140号)第9条に規定する資格確認者をいう。以下同じ。)が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間及び措置対象地区(別表第3に定める措置対象地区をいう。以下同じ。)を定め、当該資格確認者について指名停止を行うものとする。

2 理事長が指名停止を行ったときは、契約担当役(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程(平成15年10月機構規程第69号)第5条第1項第1号に規定する契約担当役をいう。以下同じ。)は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格確認者を指名してはならない。当該指名停止に係る資格確認者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2条 理事長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき資格確認者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間及び措置対象地区(以下「期間等」という。)の範囲内で情状に応じて期間等を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 理事長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、共同企業体に係る事案であるときは、当該共同企業体の全ての構成員(明らかに当該指名停止について責を負

わないと認められる者を除く。)について、情状に応じて別表各号に定める期間等の範囲内で指名停止を行うものとする。

- 3 理事長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格確認者を構成員を含む経常共同企業体について、当該指名停止の期間等の範囲内で情状に応じて期間等を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 資格確認者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 資格確認者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍)の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 理事長は、資格確認者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。ただし、別表第2第6号及び第12号ア(第12号アについては独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)の契約担当役が締結した請負契約に限る。)の措置要件に該当する場合において、極めて特別の事由があると認められるときは、別表第2第6号及び第12号ア、前2項及び第4条第1号から第3号までに定める指名停止の期間を、当該短期の4分の1の期間まで短縮することができる。

- 4 理事長は、資格確認者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができる。

- 5 理事長は、指名停止の期間中の資格確認者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4条に定める期間等の範囲内で指名停止の期間等を変更することができる。この場合において、別表第2第12

号に該当し、かつ、当初の指名停止の期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

- 6 理事長は、指名停止の期間中の資格確認者が当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められたときは、当該資格確認者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 理事長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、資格確認者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第3条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合又は機構の役職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、資格確認者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき
それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第12号に該当したときは、2.5倍)の期間

(2) 別表第2第5号から第12号までに該当する資格確認者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者(独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。)であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第12号に該当する資格確認者にあつては、2.5倍)の期間

(3) 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する資格確認者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があつたとき(前2号に掲げる場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第12号に該当する資格確認者にあつては、2.5倍)の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する資格確認者に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなつた場

合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1か月(別表第2第12号に該当する資格確認者にあつては、1.5か月)加算した期間

- (5) 機構又は他の公共機関の役職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該役職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する資格確認者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1か月(別表第2第12号に該当する資格確認者にあつては、1.5か月)加算した期間

(指名停止の措置対象区域の特例)

- 第5条 理事長は、資格確認者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該資格確認者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、措置対象地区の一部を限定して指名停止を行うことができる。
- 2 理事長は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の資格確認者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該資格確認者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

(指名停止の通知)

- 第6条 理事長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間等を変更し、若しくは第5条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該資格確認者に対し遅滞なくそれぞれ様式1、様式2又は様式3により通知するものとする。
- 2 理事長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が機構の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ当該工事を発注した地方機関の長に対して改善措置について報告させるものとする。

(随意契約の相手方の制限)

- 第7条 契約担当役は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の資格確認者を随意契約の相手方としてはならない。
- 2 契約担当役は、会計規程第39条第5項に規定する場合は、指名停止の期間中の資格確認者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

- 第8条 契約担当役は、指名停止の期間中の資格確認者が当該契約担当役の契約に係る工

事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 理事長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該資格確認者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(役務及び物品購入等の準用)

第10条 この規程の規定は、役務及び物品購入等について準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和3年3月31日以前に地方機関の長が行った指名停止措置のうち、令和3年4月1日以降に指名停止期間の終期がある場合は、当該指名停止措置については、理事長が行った指名停止措置として取り扱う。

(適用除外)

第3条 この規程は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)第13条第1項から第3項まで並びに附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項に規定する業務については、適用しない。

附 則(平成17年3月28日機構規程第81号)抄

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月4日機構規程第59号)

この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

附 則(平成18年5月22日機構規程第13号)

この要綱は、平成18年5月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18年8月10日機構規程第38号)

この規程は、平成18年8月10日から施行する。

附 則(平成19年11月26日機構規程第33号)

この要綱は、平成19年11月26日から施行する。

附 則(平成21年3月4日機構規程第112号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月1日機構規程第21号)

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成23年11月15日機構規程第47号)

この規程は、平成 23 年 11 月 15 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日機構規程第 56 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 25 日機構規程第 25 号)

この規程は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 30 日機構規程第 60 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱の一部改正についての経過措置)

第 2 条 この規程の施行期日前において、第 40 条による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(以下この条において「改正前の規程」という。)により北陸新幹線建設局長及び北陸新幹線第二建設局長が行った指名停止措置のうち、当該施行期日以降に指名停止期間の終期がある場合は、この規程により北陸新幹線建設局長が行った指名停止措置については長野工事事務所長が、北陸新幹線第二建設局長が行った指名停止措置については富山工事事務所長が行った指名停止措置として取扱う。

2 この規程の施行期日前において、改正前の規程により東京支社長、大阪支社長及び北陸新幹線建設局長が行った指名停止措置のうち、当該施行期日以降に指名停止期間の終期があり、かつ、指名停止の施行地域の関係都道府県が関東甲信工事事務所管内の施行地域の関係都道府県と重複する場合は、この規程により関東甲信工事事務所長が当該施行期日から当該終期までの間について、当該指名停止措置を行う。

(その他の経過措置)

第 3 条 この規程の施行に伴う必要な経過措置については、別に定めるものとする。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日機構規程第 79 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日機構規程第 87 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日機構規程第 39 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日機構規程第 48 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 8 日機構規程第 52 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 29 日機構規程第 76 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和4年3月31日機構規程第112号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月11日機構規程第32号)
この規程は、令和4年12月1日から施行する。

別表第 1

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 機構の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から当該事案が発生した場所が含まれる措置対象地区（以下「発生地区」という。）を対象として1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 機構の契約担当役と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「機構発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から発生地区を対象として1か月以上6か月以内</p>
<p>3 機構発注工事以外の工事(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から発生地区を対象として1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、機構発注工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から発生地区を対象として2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 機構発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から発生地区を対象として1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から発生地区を対象として1か月以上3か月以内</p>

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	以内
7 機構発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として2週間以上4か月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として2週間以上2か月以内

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
(贈賄)	
1 次のア、イ又はウに掲げる者が機構の役職員(事務所限定職員、再雇用職員及び常勤嘱託を含む。以下同じ。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等(資格確認者である個人又は資格確認者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。)をいう。以下同じ。)	全ての措置対象地区(以下「全地区」という。)を対象として4か月以上12か月以内
イ 一般役員等(資格確認者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外の者をいう。以下同じ。)	発生地区を対象として3か月以上9か月以内 発生地区以外の措置対象地区(以下「発生外地区」という。)を対象として2か月以上6か月以内
ウ 資格確認者の使用人でイに掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)	発生地区を対象として2か月以上6か月以内

	発生外地区を対象として1か月以上3か月以内
2 削除	
3 次のア、イ又はウに掲げる者が他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	全地区を対象として3か月以上9か月以内
イ 一般役員等	発生地区を対象として2か月以上6か月以内
	発生外地区を対象として1か月以上3か月以内
ウ 使用人	発生地区を対象として1か月以上3か月以内
4 削除	
(独占禁止法違反行為)	
5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として2か月以上9か月以内
6 機構の契約担当役が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として3か月以上12か月以内
	発生外地区を対象として2か月以上9か月以内
7 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。(第12号に掲げる場合を除く。)	刑事告発を知った日から発生外地区を対象として1か月以上9か月以内

(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人(使用人においては発生地区に 限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕さ れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第 12 号に掲 げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知っ た日から 発生地区を対象とし て 2 か月以上 12 か月 以内
9 機構の契約担当役が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑 により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (第 12 号に掲げる場合を除く。)	発生外地区を対象と して 1 か月以上 12 か 月以内
10 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に 関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑によ り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第 12 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知っ た日から 発生地区を対象とし て 3 か月以上 12 か月 以内
11 機構の契約担当役が締結した請負契約に係る工事に 関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑によ り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号に 掲げる場合を除く。)	発生外地区を対象と して 2 か月以上 12 か 月以内
(重大な独占禁止法違反行為等)	
12 機構の契約担当役、国土交通省の職員又は公共工事の入札 及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)第 2 条第 1 項に規定する特殊法人等で国土交通省の所管に 係るものの役職員が締結した請負契約に係る工事に 関し、次のア又はイに掲げる場合に該当することとなったとき(当該 工事に政府調達に関する協定(平成 7 年 12 月 8 日条約第 23 号) の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)	逮捕又は公訴を知っ た日から全地区を対 象として 3 か月以上 12 か月以内
ア 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発 を受けたとき(資格確認者である法人の役員若しくは使用 人又は資格確認者である個人若しくはその使用人が刑事告	逮捕又は公訴を知っ た日から全地区を対 象として 4 か月以上 12 か月以内
	刑事告発、逮捕又は公 訴を知った日から全 地区を対象として 6 か 月以上 36 か月以内

<p>発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p> <p>イ 資格確認者である法人の役員若しくは使用人又は資格確認者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>13 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内</p>
<p>14 機構の契約担当役と締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 発生地区を対象として2か月以上9か月以内 発生外地区を対象として1か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内</p>
<p>16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内</p>

別表第 3

措置対象地区

措置対象地区名	関係都道府県
北海道地区	北海道

東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東甲信地区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸地区	新潟県、富山県、石川県
中部地区	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地区	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州沖縄地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

様式 1

番 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 ○ ○ ○ ○

指名停止通知書

当機構は、貴社に対し、下記のとおり指名停止措置を行うこととしたので通知します。

(今後再び同様の事態が発生しないよう十分注意するとともに、今後の改善措置について○○支社長に報告してください。)(注1)

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理の手続について」(平成18年5月22日付け経会第34号)の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立てをすることができます。この場合においては、年 月 日までに建設企画部工事契約課にその旨を記載した書面を提出してください。

記

1 指名停止の期間(注2)

年 月 日から

年 月 日まで(間)

2 指名停止の措置対象地区

3 指名停止の理由

(注1) 第6条第2項の適用がある場合に記載する。

(注2) 措置対象地区により指名停止の期間が異なる場合は、それぞれ区分して記載する。

様式 2

番 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 ○ ○ ○ ○

指名停止期間（措置対象区域）変更通知書

当機構は、 年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名停止を行った旨を通知したところですが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間（措置対象区域）を変更したので通知します。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理の手続について」（平成 18 年 5 月 22 日付け経会第 34 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立てをすることができます。この場合においては、 年 月 日までに建設企画部工事契約課にその旨を記載した書面を提出してください。

記

- 1 従前の指名停止の期間
年 月 日から
年 月 日まで（ 間）
- 2 変更後の指名停止の期間
年 月 日から
年 月 日まで（ 間）
- 3 従前の指名停止の措置対象区域
- 4 変更後の指名停止の措置対象区域
- 5 変更の理由

（注）必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

様式3

番 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 ○ ○ ○ ○

指名停止解除通知書

当機構は、 年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名停止を行
った旨を通知したところですが、この度、当該指名停止を解除したので通知します。